

## 通所介護において配置される看護職員の取扱いについて

通所介護の人員基準における看護職員(看護師又は准看護師)の配置について、定員 11 人以上の場合には、通所介護の単位ごとに、専従で 1 以上となっています。

運営基準のうち「勤務体制の確保等」においては、「通所介護事業所の従業者によって指定通所介護を提供しなければならない」とされているところですが、平成 27 年 4 月改正により人員基準が緩和(※)されたため、次のとおり取り扱います。

### ※人員基準緩和の変更内容(変更部分のみ)

「また、病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により、看護職員が指定通所介護の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、病院、診療所、訪問看護ステーションと指定通所介護事業所が提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図っている場合には、看護職員が確保されているものとする。なお、密接かつ適切な連携とは、指定通所介護事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保することである。」

### 連携をする場合の看護職員の取扱い

- (1) 運営規程の変更  
病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により看護職員を確保する通所介護事業所は、運営規程の変更届を提出するものとする。
- (2) 運営規程の変更に必要な書類及び記載例

必要書類	変更前の記載例	変更後の記載例
「変更届出書」	「第 4 条 職員の配置 看護職員 1 名(常勤)」	第 4 条 職員の配置 看護職員 1 名(〇〇訪問看護ステーションと連携)」
「指定に係る記載事項」	常勤 非常勤ごとに人数を記載	空欄
「運営規程」	「看護職員 常勤 1 名」	「看護職員 1 名(〇〇訪問看護ステーションと連携)」
「勤務形態一覧表」	看護職員については、氏名及び勤務時間を記載	看護職員については氏名欄に連携先の名称を記入し、予定する勤務時間を記載することで足りる。
通所介護事業所と連携先との契約書	—	—

契約内容については、以下の内容が記載されていること

- ・ 通所介護の営業日に通所介護事業所において利用者全員の健康管理を行うこと
- ・ 通所介護の提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図っていること

- (3) 看護業務の実施記録  
営業日ごとに看護職員を配置しており、健康管理を実施したことが分かる記録を残しておかなければなりません。【減算対象】